広島県告示第五百十八号

から次のとおり変更の届出があった。 いて準用する場合を含む。)の規定によって、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六条(同令第九条第二項にお

令和六年五月十六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

養成施設の名称及び所在地

- 養成施設の名称

─ 福山大学生命工学部生物科学科食品衛生コース

□ 福山大学生命工学部健康栄養科学科食品衛生コース

所在地

広島県福山市東村町字三蔵九八五番地の一

一変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の名称

2 変更内容

食品衛生コース	二 福山大学生命工学部健康栄養科学科	衛生コース	一 福山大学生命工学部生物科学科食品	変更後
食品衛生コース	二 福山大学生命工学部生命栄養科学科	衛生コース	一 福山大学生命工学部生物工学科食品	変更前

三 変更年月日

令和六年四月一日